

農地転用に伴う

契 約 書

松ヶ鼻土地改良区

契約者〔申請人〕

農地転用に伴う契約について

1. このたび申請人（譲受人）住所 氏名 氏より
敷地として農地転用に伴う意見を求める申請のあった、譲渡人住所
氏名 氏の農地 所在 ほか 筆 面積 m²は、
松ヶ鼻地区県営土地改良事業並びに松ヶ鼻土地改良区が施行している維持管理事業の区域内にあり、既に工事に着手している事業計画区域
に含む農地である。よって松ヶ鼻土地改良区は申請人（譲受人）に次の条件を求めます。

契 約 書

条 件

- 1 経費の負担について
 - (1) 即 時 決 済
- 2 用排水路並びに農道について
 - (1) 転用地周辺の用排水路並びに農道に損傷を与えてはならない。また組合員の利用を阻害する施設をしてはならない。
 - (2) 転用地よりの排水は用水路に流入させてはならない。
 - (3) 排水路といえども、下流においては灌漑に使用するゆえ、化学薬品、着色した汚水等の汚濁度の高い排水は流入させてはいけない。
 - (4) 水路への汚水等放流については、松ヶ鼻土地改良区の許可を得て改良区の規定に基づく使用料を支払うこと。

(5) 用排水路並びに農道の敷地を利用する場合には、松ヶ鼻土地改良区の許可を得て改良区の規定に基づく使用料を支払うこと。

(6) 農地転用完了後も松ヶ鼻土地改良区のおこなう事業及び、定期・臨時の用排水路の清掃等に協力すること。

3 その他の事故について

(1) その他の事故の場合には松ヶ鼻土地改良区とこの契約者（譲受人）双方が協議して解決すること。

4 名義の変更

(1) この契約者（譲受人）の名義が転用地の所有権の移動等により変わる場合には、遅滞なく松ヶ鼻土地改良区へ、この契約にかかる権利義務を継承する旨を書面により、申し出ること。

5 以上の各条項を契約者（譲受人）が履行せずに、松ヶ鼻土地改良区に迷惑、損害を与えた場合は、補償金、損害賠償金を支払うこと。

6 契約者（譲受人）は以上の条項を堅く厳守する契約の証として次に署名捺印して、契約者双方が各一通を保存すること。

年 月 日

契約者（譲受人）

殿

松ヶ鼻土地改良区

理事長 杉本 寛重

契 約 、 署 名 捺 印

この度の農地転用に伴い、松ヶ鼻土地改良区より契約を求められた本文各条項については、私は異議なく厳守致します。

万一迷惑、損害を与えた場合は、補償または損害賠償金を負担支払致しますことを、ここに契約致します。

年 月 日

松ヶ鼻土地改良区

理事長 杉本 寛重 殿

申請人（譲受人）

⑩